

添付書類

令和5年度
(第8期事業年度)

事業報告書

独立行政法人 自動車技術総合機構



目 次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	2
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)	3
(1) 国土交通省の政策体系との関係	
(2) 国土交通省所管部局との関係	
4. 中期目標	4
(1) 概要	
(2) 一定の事業等のまとめりと目標	
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	5
6. 中期計画及び年度計画	6
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	9
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
(9) サステナビリティに関する方針及び取り組みの概要	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	15
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報	19
10. 業務の成果と使用した資源との対比	21
(1) 当該事業年度の主な業務成果・業務実績	
(2) 自己評価	
(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況	
11. 予算と決算との対比	26
12. 財務諸表	27
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	30
(1) 各財務諸表の概要	
(2) 財政状態及び運営状況について	
14. 内部統制の運用に関する情報	31
15. 法人の基本情報	33
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)	

16. 参考情報	38
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人自動車技術総合機構(以下「当機構」という。)は、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図る事を目的として、平成28年4月に、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合して発足し、令和3年4月より第2期中期目標・中期計画期間(令和3年～令和7年度)が開始となりました。第2期中期目標期間においても、当機構は組織を挙げて、当機構の中期計画の四本柱である①的確で厳正かつ公正な業務の実施、②新技術や社会要請に対応した行政への支援、③自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援、④その他国土交通行政への貢献について、国土交通大臣が定めた中期目標を達成すべく、全力で取り組んで参ります。令和5年度においては、業務実績はいずれも計画に対して順調に推移し、特に、自動運転、カーボンニュートラル、Euro7(欧州の新たな排出規制案)、MaaSをはじめとする新技術や社会的要請へ対応するため、経常研究、受託研究、共同研究及び競争的研究資金による研究に加えて、「エクスプロイト」と呼ばれる10年先の技術を見据えた基礎的な研究も実施しました。また、国が実施する関連行政施策等に資する研究の推進、国連自動車基準調和世界フォーラム(WP.29)傘下の専門家会議における国際基準の策定に向けた議論を主導する立場での参画や国際標準化機構(ISO)、国際電気標準会議(IEC)等の国際標準化活動への参画等においては、計画を上回る成果を上げることができたと考えております。

一方、自動車業界は、「100年に一度」とも言われる変革期を迎えており、また、令和2年4月には、自動運転車等の設計過程から使用過程にわたる一体的な安全確保等を目的とした「道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)」が施行され、自動運行装置の基準適合性審査(OBD 検査)、OBD 検査に必要な技術情報の管理、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査等、新技術に対応するための新たな業務を当機構が実施することとなりました。OBD 検査に関しては、令和6年10月からの検査開始に向けて、令和5年4月にシステムへのID登録を開始すると同時にコールセンターを開設し10月には検査のプレ運用を開始するなど、計画通りに着々と準備をすすめました。

第2期中期計画に基づき業務を着実に遂行し、国土交通大臣が定めた中期目標を達成すべく、全力で取り組むとともに、上記の新たな業務に重点的に取り組むことにより、「安全で環境に優しい交通社会の実現に貢献する」との当機構の社会的使命を果たして参る所存であります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や財務諸表などとともに、当機構の様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。



独立行政法人自動車技術総合機構
理事長 木村 隆秀

2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当機構は、自動車の審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

●独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号抜粋)

(機構の目的)

第三条 独立行政法人自動車技術総合機構(以下「機構」という。)は、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう。以下同じ。)が同法第四十六条に規定する保安基準(以下「保安基準」という。)に適合するかどうかの審査、自動車技術等に関する試験、調査、研究及び開発等を総合的に行うことにより、自動車運送等に関する安全の確保、公害の防止その他の環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図ることを目的とする。

(2) 業務内容

上記(1)の目的を達成するために以下の業務を行っています。

- i) 自動車保安基準に適合するかどうかの審査(保安基準適合性審査)等
- ii) 自動車の不具合の原因が設計又は製作過程にあるかの技術的な検証(リコール技術検証業務)
- iii) 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査(登録確認調査業務)
- iv) 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送に関する安全の確保、環境の保全等に関する試験、調査、研究及び開発
- v) 前号に掲げる業務に係る成果の普及(自動車基準の国際調和・鉄道システムの海外展開支援)
- vi) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

●独立行政法人自動車技術総合機構法(平成十一年法律第二百十八号 抜粋)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 自動車、共通構造部(道路運送車両法第七十五条の二第一項に規定する共通構造部をいう。)及び自動車の装置が保安基準に適合するかどうか並びに同法第九十九条の三第一項の許可の申請をした者及び同項の許可を受けた者が同項に規定する特定改造等を適確に実施するに足る能力を有するかどうかの審査を行うこと。
- 二 道路運送車両法第六十三条の二第六項及び第六十三条の三第五項の規定に基づき、自動車及び自動車の装置が保安基準に適合していないおそれの原因が設計又は製作の過程にあるかどうか並びに同条第一項及び第二項の規定による届出に係る改善措置の内容が適切であるかどうかの技術的な検証を行うこと。
- 三 自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行うこと。
- 四 自動車技術その他の運輸技術のうち陸上運送及び航空運送に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係るものに関する試験、調査、研究及び開発を行うこと。
- 五 前号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

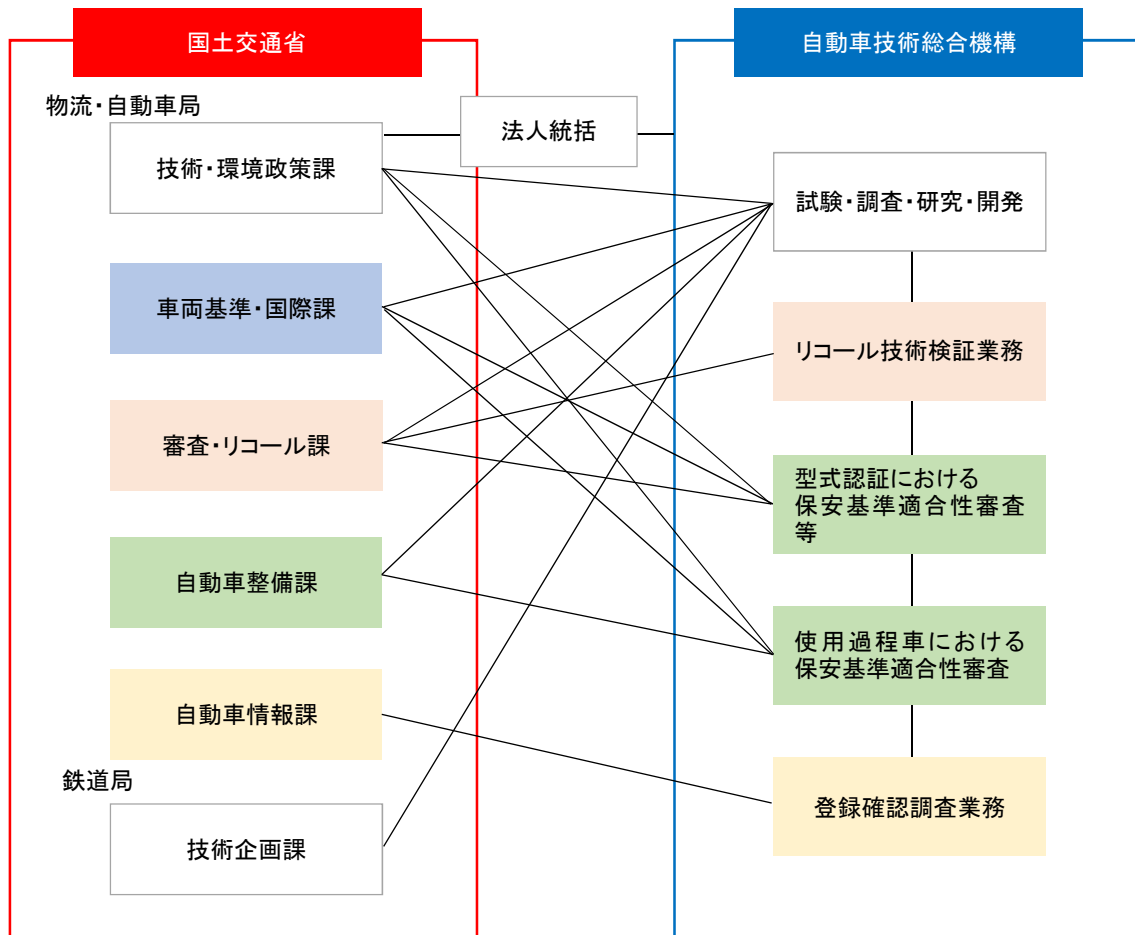
3. 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

(1) 国土交通省の政策体系との関係

令和5年度の国土交通省の政策は、3分野（「暮らし・環境」、「安全」、「活力」）、13政策目標、44施策目標により構成されておりますが、当機構の各業務と国土交通省の政策ごとの予算との対応関係につきましては、以下のとおりです。

国土交通省の政策体系	経理区分	当機構の業務
○安全 政策目標Ⅴ 「安全で安心できる交通の確保、治安、生活安全の確保」 施策目標17 「自動車の安全性を高める」	一般勘定	自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行う研究業務
	審査勘定	道路運送車両法に基づきの確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務 (具体的な業務内容) ・保安基準適合性の審査 ・登録に係る確認調査 ・リコールに係る技術的検証 等

(2) 国土交通省所管部局との関係



4. 中期目標

(1) 概要

我が国においては、依然として多くの人命が自動車事故によって奪われており、また、地球温暖化対策について、温室効果ガスの削減の確実な実施が求められています。さらに、鉄軌道輸送については、一たび事故が発生すると甚大な被害を生ずるおそれがあります。

このようなことから、国土交通省においては、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るため、安全・環境基準の策定、国際標準化、自動車の型式認証、検査・登録、リコール等の施策を実施しており、当機構は自動車の保安基準適合性、リコールに係る技術的な検証及び基準策定に資する研究等の業務を実施し、これまで、数々の自動車等の安全・環境基準策定、基準不適合車の生産・流通の未然防止、リコールの迅速かつ確実な実施、我が国技術の国際標準化等といった行政施策に対する貢献を行ってきたところです。

近年は、自動運転等の自動車技術が著しく進展する中で、新技術に対応した基準策定、新車及び使用過程時の審査、リコールについて迅速かつ的確な対応が不可欠となっていることから、当機構の役割は、道路運送車両法に基づく基準適合性審査、リコール技術検証等の的確、厳正かつ公正な実施に加え、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することによるシナジー効果の創出を通じ、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全を図るとともに、国土交通省が行う自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援等を行うこととされています。

※独立行政法人自動車技術総合機構第2中期目標(令和3年度～令和7年度)のⅠ.政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)をベースに読みやすく再編しています。[詳細につきましては、第2期中期目標をご覧ください。](#)

(2) 一定の事業等のまとめりの目標

当機構は中期目標における一定の事業等のまとめりに基づき経理区分を開示しています。具体的な区分名及び中期目標における一定の事業等のまとめりは次のとおりです。

経理区分	中期目標における一定の事業等のまとめり
一般勘定	自動車等の基準策定に係る研究の中核をなし、併せて自動車基準の国際調和・鉄道システムの海外展開への支援等を行う研究業務
審査勘定	道路運送車両法に基づき的確で厳正かつ公正な実施が求められる執行業務(具体的な業務内容) ・保安基準適合性の審査 ・登録に係る確認調査 ・リコールに係る技術的検証 等

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【基本理念】

当機構は、安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献することを基本理念としています。

【運営方針】

- ・自動車、鉄道等の陸上交通に関する技術の著しい進展や国際競争の益々の激化を踏まえ、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応する等、国の施策に対して、一体となって貢献を行います。
- ・自動車の審査業務を的確で厳正かつ公正に実施します。また、自動車の型式認証における基準適合性審査等については、併せて効率的に実施します。
- ・リコールの迅速かつ確実な実施を図るため、的確かつ確実にリコール技術検証業務を実施します。
- ・自動車の登録確認調査を確実に実施します。
- ・国が行う自動車、鉄道等の基準策定を支援する研究の中核として、新技術等に積極的に対応します。また、国等が実施する先導的な技術開発において産学官連携の基盤的機能を担います。
- ・審査等で蓄積した技術的知見等を活かし、我が国自動車・鉄道技術の国際標準化活動に積極的に貢献します。また、鉄道認証を通じて我が国の鉄道技術の海外展開に貢献します。

【役職員行動指針】

- ・機構の業務の公共的使命を深く自覚し、常に公正な職務の執行に当たります。
- ・常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いません。
- ・法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為を行いません。
- ・職務の遂行に当たっては、公益の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組みます。
- ・勤務時間外においても、自らの行動が職務の信用に影響を与えることを常に認識して行動します。



自動車技術総合機構のシンボルマーク

2個の球体は、テクノロジーを象徴する青色の球体と環境を象徴する緑色の球体が安定して同じ軌道に乗って動いている様子を表現しており、安全で環境にやさしい交通社会の実現を目指す経営理念をイメージしています。

NALTEC

National Agency for Automobile and Land Transport Technology

6. 中期計画及び年度計画

第2期中期計画(令和3年4月～令和8年3月)に掲げる項目及びその主な内容と令和5年度の年度計画との関係は次のとおりです。

[詳細につきましては、第2期中期計画及び年度計画をご覧ください。](#)

(注)ピンク色は経理区分を表しています。

第2期中期計画と主な指標等	令和5年度計画と主な指標等
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
一般勘定	
2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援 (1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ① 研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車(安全関係) 自動車(環境関係) 鉄道等 ② 外部連携の強化・研究成果の発信 ✓ 共同研究の実施 90 件程度 ✓ 基準策定等に資する調査、研究 125 件程度 ✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 15 件程度 査読付き論文を発表 一人平均 2.5 件程度 ③ 受託研究等の獲得 ✓ 国等からの受託研究等の実施 300 件程度 ④ 知的財産権の活用と管理適正化 ✓ 特許等の産業財産権の出願 24 件程度	2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援 (1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項 ① 研究内容の重点化・成果目標の明確化 自動車(安全関係) ✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数 自動車(環境関係) ✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数 鉄道等 ✓ 研究計画の目標を超過して達成した課題の数 ② 外部連携の強化・研究成果の発信 ✓ 共同研究の実施 18 件程度 ✓ 基準策定等に資する調査、研究 25 件程度 ✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 3 件程度 ✓ 査読付き論文を発表 一人平均 0.5 件 ③ 受託研究等の獲得 ✓ 国等からの受託研究等の実施 60 件程度 ④ 知的財産権の活用と管理適正化 ✓ 特許等の産業財産権の出願 5 件程度
3. 自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援 (1) 自動車基準の国際調和への支援 ✓ 専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案についての発表 30 回程度 (2) 鉄道システムの海外展開への支援 ① ISO、IEC 等への参画	3. 自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援 (1) 自動車基準の国際調和への支援 ✓ 専門家会議等において基準案に不可欠な要件に関する提案についての発表 6 回程度 (2) 鉄道システムの海外展開への支援 ① ISO、IEC 等への参画

✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 70 回程度 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 ✓ 認証審査、規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 100%	✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 14 回程度 ②国際的な認証審査・規格適合性評価の推進等 ✓ 認証審査、規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 100%
審査勘定	
1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施 (1)自動車の審査業務 ①型式認証における基準適合性審査等 ✓ 自動車認証審査部外の専門家による研修を受講 15 回 ②検査における基準適合性審査 車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施 ✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年平均 1,700 時間以下 ✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 1.15 以下 ✓ 街頭検査 55 万台以上実施 (2)自動車の登録確認調査業務 ✓ 地方検査部等によるブロック研修を 50 回以上実施 (3)自動車のリコール技術検証業務 ✓ 25,000 件以上の不具合情報の分析	1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施 (1)自動車の審査業務 ①型式認証における基準適合性審査等 ✓ 自動車認証審査部外の専門家による研修を受講 3 回 ②検査における基準適合性審査 車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施 ✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年平均 1,700 時間以下 ✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 1.15 以下 ✓ 街頭検査 11 万台以上実施 (2)自動車の登録確認調査業務 ✓ 地方検査部等によるブロック研修を 10 回以上実施 (3)自動車のリコール技術検証業務 ✓ 5,000 件以上の不具合情報の分析
2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援 (2)自動車の審査業務の高度化 ①型式認証における基準適合性審査等 ②検査における基準適合性審査 (3)自動車のリコール技術検証業務の高度化 より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化、諸外国のリコール関連情報の活用 ✓ 自動車の事故・火災事例等を踏まえた車両不具合の詳細検討 250 件程度実施 ✓ 検証実験 50 件程度	2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援 (2)自動車の審査業務の高度化 ①型式認証における基準適合性審査等 ②検査における基準適合性審査 ✓ OBD検査の導入に向けた準備及び体制整備 (3)自動車のリコール技術検証業務の高度化 より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化、諸外国のリコール関連情報の活用 ✓ 自動車の事故・火災事例等を踏まえた車両不具合の詳細検討 50 件程度実施 ✓ 検証実験 10 件程度
4 その他の国土交通行政への貢献 (1)盗難車両対策 (2)点検整備促進への貢献等 ✓ 指定整備工場の検査員研修等に講師派遣 5,000 回程度	4 その他の国土交通行政への貢献 (1)盗難車両対策 (2)点検整備促進への貢献等 ✓ 指定整備工場の検査員研修等に講師派遣 1,000 回程度

(3)関係機関との情報共有の促進	(3)関係機関との情報共有の促進
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 業務運営 (1)運営費交付金を充当して行う業務について、一般管理費及び業務経費の効率化目標等 ✓ 一般管理費を 6%、業務経費を 2%程度抑制 (2)調達の見直し (3)業務運営の情報化・電子化の取組	同左
2. 組織運営 (1)要員配置の見直し (2)その他実施体制の見直し	同左
Ⅴ. その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置	
(1)自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 ✓ 総合技術戦略本部の開催状況(モニタリング指標)	同左
(2)施設及び設備に関する計画	同左
(3)人材確保、育成及び職員の意欲向上 ✓ 職員表彰の実施	(3)人材確保、育成及び職員の意欲向上 ✓ 交通安全環境研究所の所内セミナーの開催 ✓ 職員表彰の実施
(4)広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 ✓ 交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ毎年 1 回程度開催 ✓ 研究所の一般公開を毎年1回程度実施	(4)広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 ✓ 交通安全環境研究所フォーラム及びタイムリーな特定のテーマにかかる研究成果等を紹介する講演会をそれぞれ 1 回開催 ✓ 研究所の一般公開を 1 回実施
(5)内部統制の徹底 内部統制委員会及びリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置	(5)内部統制の徹底 ✓ 内部統制委員会及びリスク管理委員会並びに検査業務適正化推進本部を引き続き設置 ✓ 内部監査等を実施 37 箇所

7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

① 主務大臣

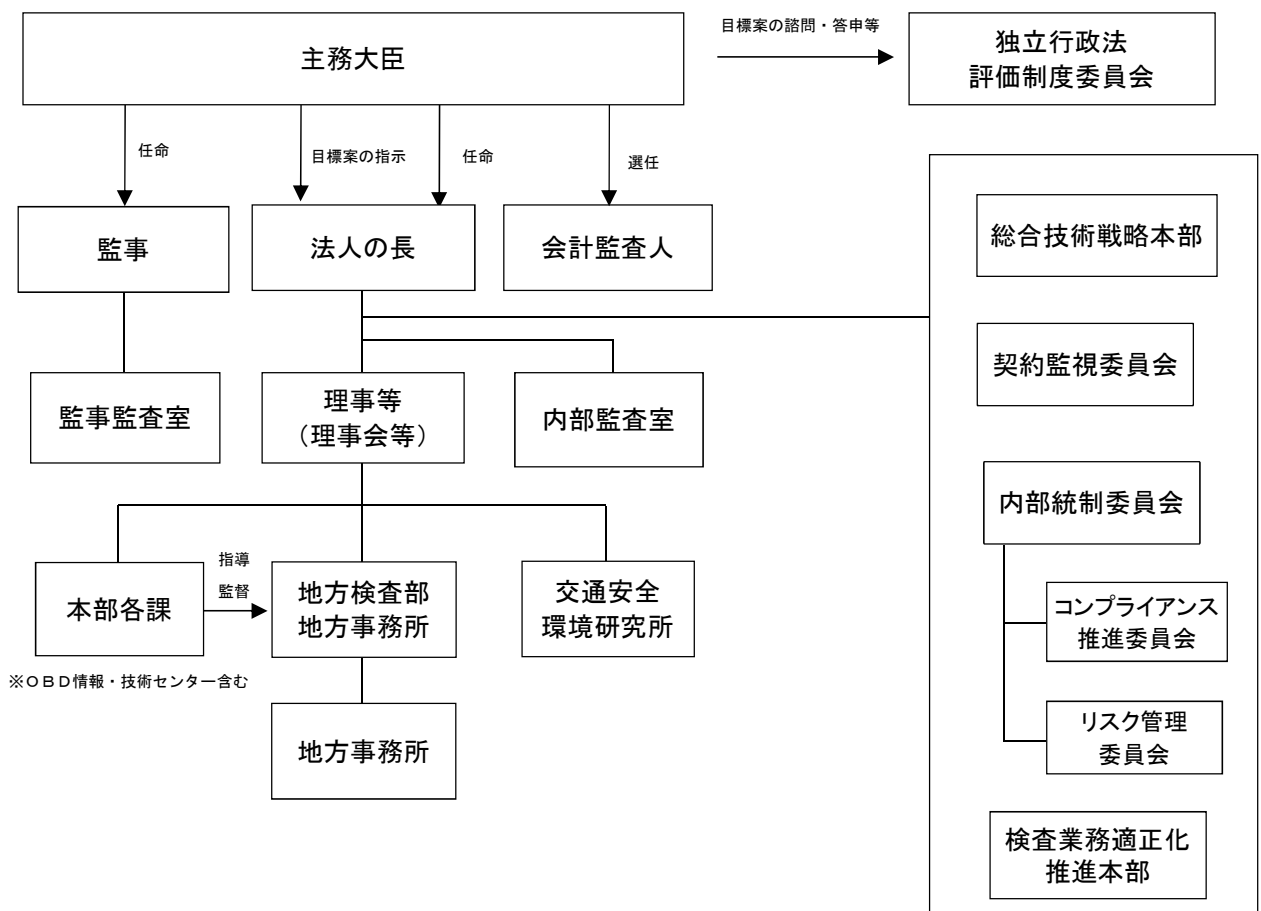
当機構の主務大臣は国土交通大臣となります。(独立行政法人自動車技術総合機構法第18条)

② ガバナンスの体制図

当機構のガバナンスの体制は、以下の体制図のとおりです。なお、平成26年の独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制の推進に関する規程を整備し、内部統制の目的が、当機構の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことを明確化したところです。また、内部統制機能の有効性チェックのため会計監査人の監査のほか、内部統制委員会を設け、定期的なモニタリング等を実施しております。

[内部統制システムの整備の詳細につきましては業務方法書をご覧ください。](#)

独立行政法人自動車技術総合機構のガバナンス体制図(令和6年3月31日時点)



(2) 役員等の状況

① 役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	木村 隆秀	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日		昭和 56 年 4 月 古河電気工業(株)入社 平成 30 年 4 月 古河電気工業株式会社取締役兼執行役員専務情報通信ソリューション統括部門長 令和 元年 6 月 古河電気工業株式会社執行役員専務情報通信ソリューション統括部門長 令和 3 年 3 月 古河電気工業(株)退職
理 事 (常勤)	松田 敦	自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日	(技術戦略・ 認証審査・ リコール 技術検証)	昭和 60 年 3 月 日本碍子(株)入社(1986 年 日本ガイシに社名表記変更) 令和 3 年 4 月 取締役専務執行役員エネルギーインフラ事業本部長、セラミック事業本部管掌 令和 3 年 6 月 専務執行役員エネルギーインフラ事業本部長 令和 4 年 4 月 専務執行役員
理 事 (常勤)	坂本 慶介	自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日	(総務・情報 システム)	平成 5 年 4 月 運輸省入省 令和 元年 7 月 軽自動車検査協会審議役 令和 3 年 6 月 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会輸送局出入国統括担当部長 令和 3 年 10 月 運輸安全委員会事務局総務課長
理 事 (常勤)	山崎 孝章	自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日	(企画・検査)	平成 5 年 4 月 運輸省入省 令和 元年 7 月 国土交通省自動車局環境政策課長 令和 2 年 4 月 国土交通省自動車局安全・環境基準課長 令和 3 年 4 月 自動車技術総合機構審議役
理 事 (常勤)	横森 保彦	自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 6 月 30 日	(安全・施設)	昭和 60 年 1 月 鈴木自動車工業(株)(現スズキ(株))入社 平成 28 年 11 月 スズキ(株)東京支店次長(部長) 令和 2 年 6 月 スズキ(株)退職
理 事 (常勤)	坂本 一朗	自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日	(国際・研究)	昭和 63 年 4 月 運輸省入省 平成 28 年 7 月 交通安全環境研究所国際調和推進部主幹研究員 平成 30 年 4 月 交通安全環境研究所環境研究部主幹研究員 令和 4 年 3 月 自動車技術総合機構退職
監 事 (常勤)	中村 卓之	自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 7 年度の財務 諸表承認日		昭和 59 年 4 月 運輸省入省 平成 30 年 4 月 国土交通省関東運輸局自動車技術安全部次長 令和 2 年 4 月 自動車技術総合機構検査部長 令和 3 年 7 月 自動車技術総合機構退職
監 事 (非常勤)	亀井 純子	自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 7 年度の財務 諸表承認日		平成 18 年 10 月 新日本監査法人 (現 EY 新日本有限責任監査法人) 金融事業部パートナー 令和 3 年 6 月 EY 新日本有限責任監査法人 退職 令和 3 年 7 月 亀井公認会計士事務所

[今現在の役員等の状況につきましては、こちらをご覧ください。](#)

②会計監査人の氏名または名称及び報酬

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬額は、18 百万円(税込み)で、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3)職員の状況

常勤職員は令和 5 年度末現在 1,048 人(前期末比 13 人増加、1.3%増)であり、平均年齢は 35 歳(前期末 35 歳)となっています。このうち国等からの出向者は 805 人です。

当機構においては、女性、高齢者、障害をお持ちの方など、全ての職員が働きやすい環境の整備を目指しており、全国の検査事務所では、暑熱対策などの作業改善に加えて、女性職員向けの休憩室(女子トイレや更衣室等を含む)の整備などを進めています。また、女性にとって働きやすい職場であることのPRを積極的に進めてきており、大学、高専など学校での認知度が徐々に上がってきています。

また、ワークライフバランスに配慮し、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、休暇取得の促進や育児休業を取得しやすい環境の整備を行っております。

(4)重要な施設等の整備等の状況

①当事業年度中に完成した主要施設等

- ・審査上屋の改修(機器更新に伴う床面改修工事、電気・機械設備改修工事等)(取得価額 538 百万円)
- ・粒子数(PN)規制導入に伴う試験設備改修(取得価額 98 百万円)
- ・環境試験室燃費・排出ガス測定装置(取得価額 119 百万円)
- ・衝突試験用ダミー検定室空調設備の改修(取得価額 24 百万円)
- ・自動車試験場の改修(照明設備改修等)(取得価額 11 百万円)

②当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

- ・車両安全性制御装置試験に対応した ABS 試験路面拡張

③当事業年度中に処分した主要な施設等

- ・重要なものはありません。

(5)純資産の状況

①資本金の状況

(単位:百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金合計	24,867	-	-	24,867
資本金合計	24,867	-	-	24,867

令和5年度末の資本金(政府出資金)は 24,867 百万円であり、その内訳は一般勘定 4,554 百万円、審査勘定 20,313 百万円となっています。

②目的積立金の状況

令和5年度は、目的積立金の申請を行っていません。

繰越積立金の取崩状況については、前中期目標期間に自己財源で取得した資産の減価償却費相当額等に充てるため、令和5年度に一般勘定で191百万円、審査勘定で219百万円、計410百万円の前中期目標期間繰越積立金を取り崩しています。

(6)財源の状況

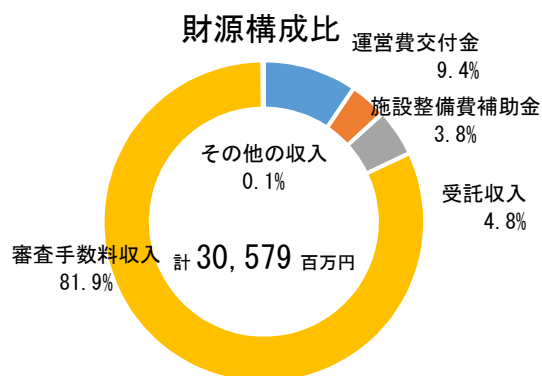
①財源(収入)の内訳(運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他)

令和5年度の法人単位の収入決算額は30,579百万円であり、主なものは審査手数料収入(型式認証における審査手数料及び自動車審査証紙収益)になりますが、その他にも様々な収入があり、その内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

区 分	金額
運営費交付金	2,886
施設整備費補助金	1,162
受託収入	1,462
審査手数料収入	25,030
その他の収入	39
合計	30,579

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。



②自己収入に関する説明

当機構は、自己収入として主に審査手数料収入 25,030 百万円を得ています。審査手数料は、自動車や自動車部品の販売前に行う型式ごとの安全・環境基準への適合性についての技術上の審査時に自動車メーカー等が負担する審査手数料、OBDを活用した故障診断に必要な情報を管理するための各種検査申請の際に自動車ユーザーが負担する技術情報管理手数料及び使用過程車の保安基準適合審査時に自動車ユーザーが負担する自動車審査証紙収益となります。このほか、陸上運送に関する安全の確保や環境の保全に関する調査、研究等を国や民間会社から請け負い、1,462 百万円の受託収入を得ています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当機構は業務遂行にあたり、政府が推進する環境施策、障害者施策、働き方改革等の省庁横断的な以下の施策にも適宜貢献しています。

① ジェンダー平等の実現、働きがい（SDGs 目標5、目標8）

・当機構は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を行っています。また、全国の検査現場を中心に積極的に高齢者を雇用しています。

② 持続可能な公共調達への慣行の促進（SDGs 目標12）

・当機構は国等による環境物品等による調達の推進等に関する法律に基づき、環境物品等の調達の推進に取り組んでいます。

・当機構は国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に取り組んでいます。

・当機構は官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律に基づき、物件の買入れ等の契約を締結するにあたり、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講じています。

③ 気候変動対策（SDGs 目標13）

・当機構は環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律に基づき、環境報告書の作成及び公表を行っております。

[それぞれの施策における取り組みの詳細につきましては、機構HPリンク先をご参照ください。](#)

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当機構の最大の強みは、自動車技術について設計（自動車の基準支援研究）から新車（型式指定審査）、使用過程（車検時審査、リコール技術検証）の段階までを総合的かつ一体的に対応できる体制となります。

「安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献する」という基本理念に沿って、車の安全性能や環境性能を的確に評価、審査できる人材、インフラが強みの源泉となっており、先進安全技術、サイバーセキュリティなど、新技術への対応力を高めるべく、積極的に研究や審査の人材を強化しています。

その成果の一つとして、自動車の国際基準を策定する国連のWP29では、6つの会議（全体の約16%）で会議を主導する立場付いており、自動運転、サイバーセキュリティなど、世界の安全や環境に関する基準策定をリードしています。とりわけ、車のライフサイクルアセスメントの専門家会議（A-LCA）では共同議長として、自動車の（製造、使用、廃棄等の）ライフステージごとにサブグループを発足し詳細な議論を開始し、統計データではなく実測での地球温暖化ガスの排出値をより広い項目で取得するための方策等の議論をリードしています。

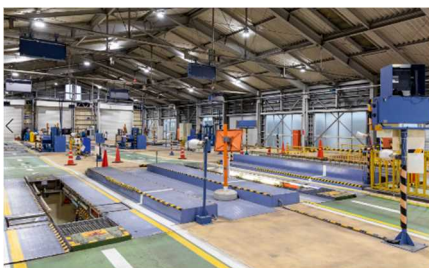
また、これらの組織力を支えるインフラとして、以下の試験設備や国内93カ所にある自動車検査場の保有が挙げられます。

■①衝突安全試験棟（交通安全環境研究所 自動車試験場）



自動車型式指定制度に基づき、自動車等の基準適合性について、公正・中立な立場で認証審査を行う我が国で唯一の機関として、自動車の衝突試験や排出ガス試験など様々な試験を実施できる試験施設を有しております。

■②自動車検査場（自動車技術総合機構）



道路運送車両法に基づく、基準適合性審査を行う自動車検査場を国内に93カ所保有しております。

■③大型車用シャシーダイナモメータ



大型車が実路を走行しているのと同じ条件を車に与えて、排出ガスや粒子状物質、燃費などを測定する設備です。大型ディーゼル車の NOx、粒子状物質の実走行時の排出実態調査実験や、粒子状物質除去装置（DPF 装置）の実用性、耐久性評価実験、次世代低公害大型車（DME 自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車等）の低公害性評価実験などを行っています。

（9）サステナビリティに関する方針及び取り組みの概要

①ガバナンス

当機構は、国土交通大臣が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めた5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています。また、当機構が求められる役割を適切に果たすためには、自動車の設計から使用段階までの安全確保・環境保全に関する技術的な取り組みを総合的に行う我が国唯一の機関として、その技術的な知

見や高い専門性等を業務に最大限活用するよう努めるとともに、自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全に努めています。

②戦略

当機構では、「安全で環境にやさしい交通社会の実現に貢献する」という基本理念に沿って、環境負荷を低減するための自動車の基準策定など、国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」が示す社会課題の解決に貢献することで、持続的に成長し、中長期的に価値を向上させることを目指しています。

温室効果ガスの排出の削減等については、以下内容の計画を策定し環境保全等に取り組んでいます。

- （Ⅰ）太陽光発電の導入
- （Ⅱ）新築建築物のZEB化
- （Ⅲ）公用車における電動車の購入
- （Ⅳ）再生可能エネルギー電力の調達
- （Ⅴ）LED照明の導入

③リスク管理

サステナビリティに関するリスクを適切に識別・評価するため、各部署において推進者を設置し、定期的な実施状況の点検を行い、本部へ報告を行うこととしています。

④指標及び目標

2013 年度を基準として、機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%以上削減することを目標としています。

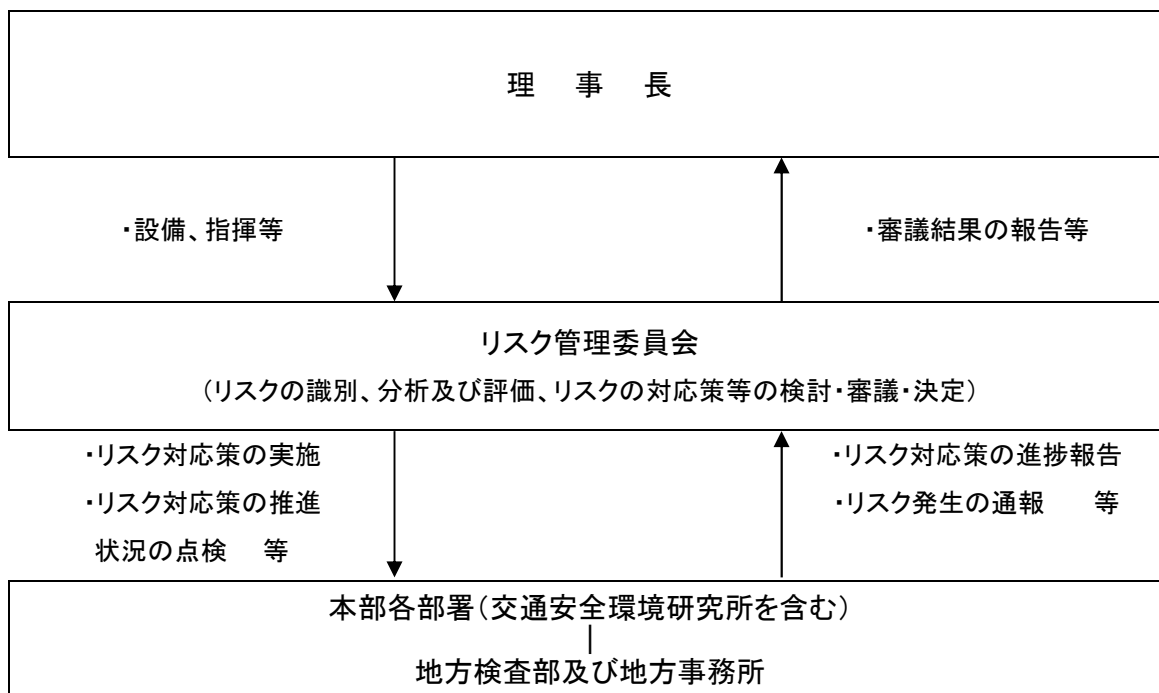
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（1）リスク管理の状況

当機構では業務運営上の全般的なリスク管理については、リスク管理規程に基づき、理事長を委員長とするリスク管理委員会において、機構内のリスク管理の検討及び審議等を行っています。

また重大なリスクについては、検査業務適正化推進本部や外部有識者によるモニタリングなども活用してリスクの再発防止に努めています。

リスク管理体制図(機構の内部統制の構成イメージ)



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 業務運営上の課題

[検査施設の維持・管理・更新]

自動車の使用段階における基準適合性審査を的確で厳正かつ公正に実施するためには、様々な審査機器の維持・管理・更新が欠かせませんが、昨今の審査件数の減少傾向を踏まえ、過剰な設備投資は行わず、効率的かつ効果的な運営を心がけています。また、検査機器の老朽更新に当たっては、更新基準により審査機器の耐用年数を定めた上で、故障の状況などを勘案しながら計画的に実施しています。

② 的確で厳正かつ公正な検査業務を妨げる重大リスク

自動車の使用段階における基準適合性審査を的確で厳正かつ公正に実施することは、当機構の業務の根幹をなすものであり、これを阻害するものは業務運営上のリスクとして認識しています。

第1期中期目標期間においては、事前書面審査の拡充によって、適合性証明範囲の明確化や審査の厳格化を図りつつ、不正が疑われる事案の共有体制を強化するなど、検査官の過度な負担の軽減を行っています。

また、構内事故、不当要求、検査機器の不適切な管理については、これが一度発生することにより業務の継続に大きな影響を与えることから重大リスクと認識しており、常日頃から適切な審査体制の整備に努めています。また、万一これらの事案が発生した場合には、経営トップまで迅速

に情報を共有し、原因分析を行った上で事案の再発防止を図ることとしています。過去に発生した不適切事案については以下の取組により再発防止を図っています。

ア 構内事故の防止

- ・事故速報の迅速な展開及び再発防止策の検討・策定
- ・安全作業マニュアルの改正
- ・事故防止啓発ポスター等の掲示による受検者への注意喚起
- ・安全に配慮した検査機器の更新
- ・職員に対する安全研修の充実

イ 不当要求防止対策の推進

- ・全事務所への監視カメラ、音声レコーダーの導入
- ・神奈川事務所並行輸入自動車専用審査棟の本格運用の開始
- ・外部有識者によるモニタリングの実施
- ・全事務所における特異事業者等への対応訓練の実施
- ・必要に応じた警察当局や顧問弁護士との連携

ウ 検査機器の不適切な管理の排除

- ・検査機器の管理に係る規程を改正し、職員による判定値の確認の強化のみならず、機器メーカーや校正機関による定期点検、校正時においても判定値等の確認を行う多重チェック体制の構築

③研究不正の防止に向けた取組

研究不正の防止に向けた取組については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に従って適切に取り組んでおり、不正行為を抑制する環境の不断の見直しを行っています。

④その他の重大リスク

[情報セキュリティインシデント発生]

情報セキュリティインシデントの発生は、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営のための重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のための体制、対応方針、日常的なモニタリング制度等を柱とした「独立行政法人自動車技術総合機構情報セキュリティポリシー」を定め具体的な対応を行っています。

最近では、サイバー攻撃なども年々巧妙かつ執拗になっており、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定期的な実施が求められており、特に情報インシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から適切かつ迅速な対応を図るよう努めています。

[個人情報の漏洩]

各業務に関わる個人情報等の漏洩リスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスク

であり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止するため、当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「法人の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めています。

⑤業務実施体制の見直し

ア 新規事業への対応、組織・要因の見直し

自動運行装置の基準適合性審査、自動車メーカーにおける自動運転車等のプログラムの適切な管理及び確実な書換えのための業務管理システム等に関する技術的審査、OBD 検査に必要な技術情報の一元的な管理等を当機構が行うこと等を内容とする改正道路運送車両法（令和元年 5 月 24 日公布）の令和 2 年 4 月 1 日における施行を受けて、これらの業務を着実に実施するため、本部に「OBD情報・技術センター」、交通安全環境研究所に「情報セキュリティ審査センター」を設立することとする組織改正を実施しました。

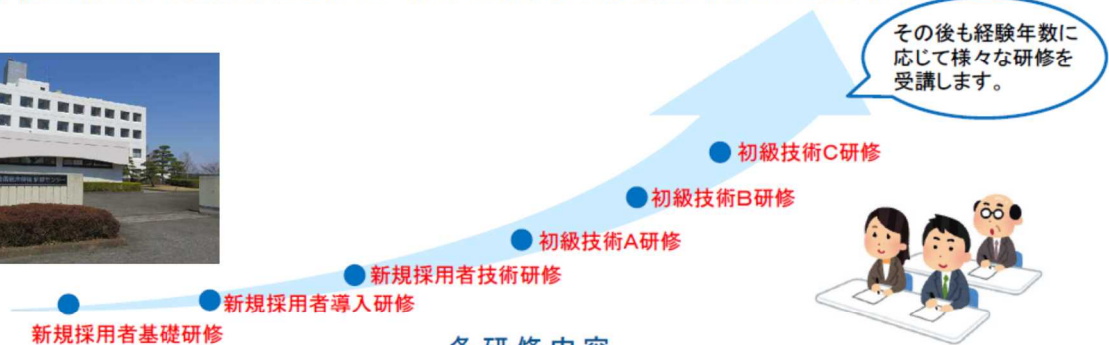
イ 人材確保、育成及び研修体系

当機構の役割に合致した人材の確保に努め、国や関係機関、各部門間の人事交流、適正な業務を行うことが出来るような研修プログラムの整備を行い、新規採用職員の研修を各部署と合同で開催するなどの取組みを行っております。

特に、検査職員の中長期的な人材育成及び組織力強化の視点から、当機構では八王子に研修センターを設置しており、PDCAサイクル等による職員の意識向上及び定着化を図るとともに、年間を通じて各種研修を実施しています。

自動車検査官になるまで

新規採用された職員がすぐに自動車検査業務を行うことはできません。車検時に自動車の基準適合性の判断ができるのは自動車検査官として選任された者になります。この自動車検査官として選任されるまでに以下のような研修を受けることとなります。



各研修内容

新規採用者基礎研修(採用時) 自動車機構の概要、当機構職員としての心構え	初級技術A研修(2年目) 新規検査の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識
新規採用者導入研修(1年目) 自動車検査に係る法令等、業務遂行に必要な基礎知識	初級技術B研修(3年目) 改造車等の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識
新規採用者技術研修(1年目) 継続検査の審査技術、自動車検査官を補佐するに必要な知識	初級技術C研修(3～4年目) 構造計算等の自動車検査官として必要な高度な専門知識

ウ 職員の意欲向上及び人事評価制度の着実な運用・定着

基準策定・国際相互承認の推進のための国際会議参加や研究発表、交通安全環境研究所の所内セミナー等を通じた人材育成を行っており、各部門からの話題提供により各職員の機構全体業務の理解促進や、若手研究者による学会発表内容の共有の推進をしています。

また、業務改善の提案等の実績や緊急時の対応状況等を評価し表彰することなどにより、職員の業務への取組意欲の向上を図っております。

さらに、人事評価制度については、「個々人の成長」及び「組織の成長」の達成のために、個々の職員が組織の目標達成に向けて果たすべき役割や実現すべき能力・スキルを明確にした上で、その成果をより適切に評価する新たな人事評価制度の導入を行ったところです。

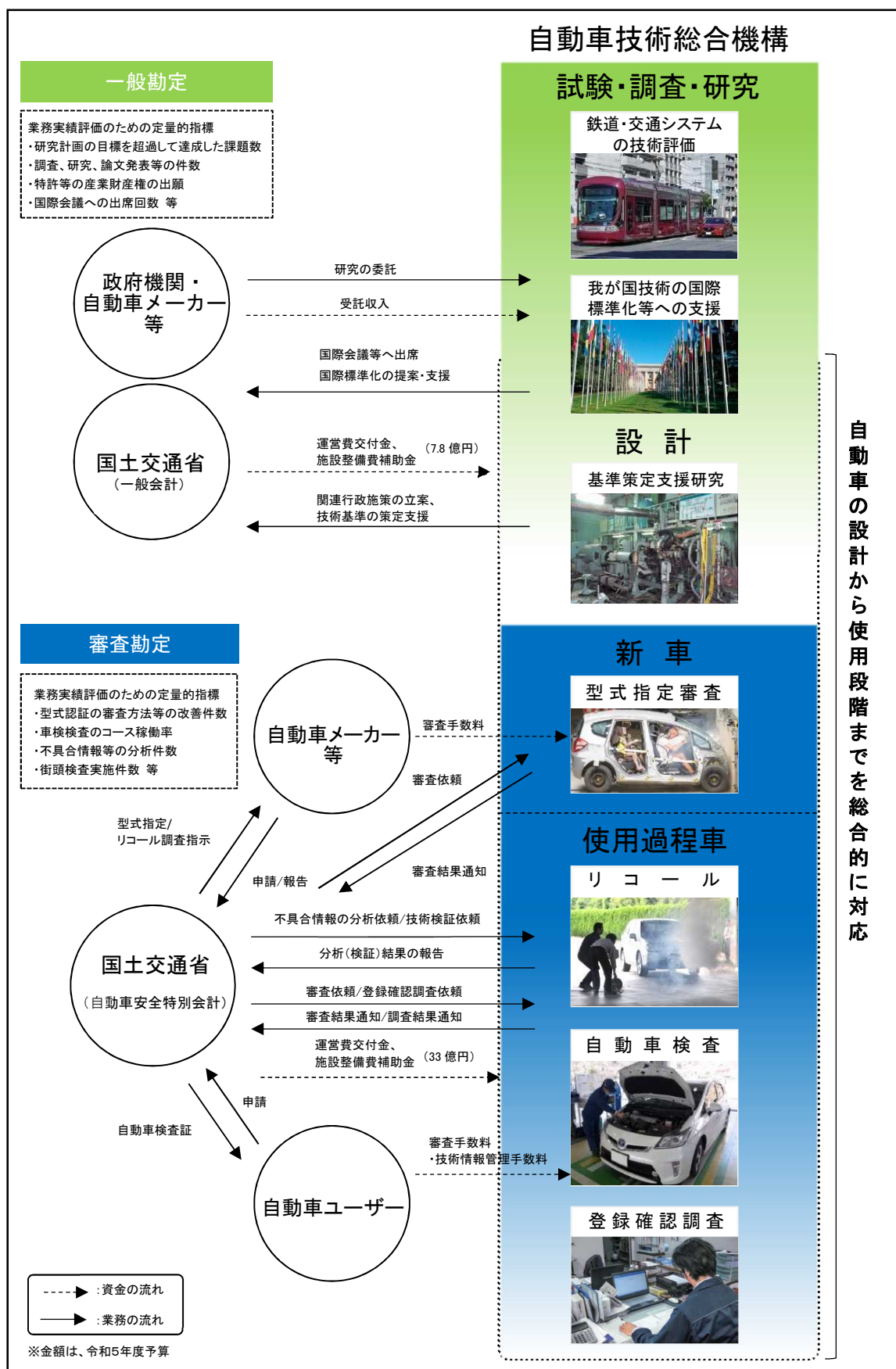
[それぞれの詳細につきましては、業務実績報告書をご参照ください。](#)

[なお、リスクの評価と対応を含む内部統制システムの整備の詳細につきましては、業務方法書をご覧ください。](#)

9. 業績の適正な評価の前提情報

令和5年度の当機構の各業務について、主な事業の流れを示します。

当機構は、自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等並びに道路運送車両法に基づく的確で厳正かつ公正な基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を実施するなど、自動車の設計から使用段階までを総合的に対応することで、国土交通省による自動車等の陸上交通に係る国民の安全・安心の確保及び環境の保全の行政施策に貢献しています。また、自動車等の基準策定に係る研究及び国際標準化業務の支援等の業務を経理する「一般勘定」と道路運送車両法に基づく的確で厳正かつ公正な基準適合性審査、リコール技術検証等の業務を経理する「審査勘定」の2つの勘定に分類しています。



-----▶ : 資金の流れ

————▶ : 業務の流れ

※金額は、令和5年度予算

自動車の設計から使用段階までを総合的に対応

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当該事業年度の主な業務成果・業務実績

当機構は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和5年度の年度計画に対する業務成果・業務実績は次のとおりです。

指標等	達成目標	令和5年度
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
一般勘定		
共同研究の実施	年間 18 件	30 件
基準の策定等に資する調査、研究等を実施	年間 25 件	35 件
国内外の学会等で研究成果を発表	一人平均3件	一人平均 4.87 件
査読付き論文の発表	一人平均 0.5 件	一人平均 0.84 件
受託研究等の実施	年間 60 件	89 件
特許等の産業財産権の出願	年間5件	6 件
WP29 専門家会議等における発表	年間6回程度	13 回
国内での ISO、IEC 等の専門家会議へ参加	年間 14 回程度	24 回
認証審査及び規格適合性評価に係る受託契約の完遂率を 100%	100%	100%
特別勘定		
自動車認証審査部外の専門家による研修	年間3回	6 回
検査コース閉鎖時間	年間 1,700 時間以下	832 時間 55 分
重大事故の発生にかかる度数率	年平均 1.15 以下	0.65
街頭検査実施台数	年間 110,000 台	137,776 台
地方検査部等によるブロック研修	年間 10 回以上	12 回
不具合情報の分析	年間 5,000 件	5,427 件
車両不具合の有無等の詳細検討	年間 50 件程度	57 件
検証実験の実施	年間 10 件程度	11 件
検査員研修等への講師派遣回数	年間 1,000 回程度	1,857 回

(2) 自己評価

令和5年度は年度計画及び第2期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について適切に取り組み、本中期目標の達成に向けて、総じて適切な業務運営を行って参りました。

各業務(セグメント)毎の具体的な取り組み結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

[詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。](#)

令和 5 年度項目別評価総括表

項目	評価(注)	行政コスト	
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
一般勘定			
2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援		1,886 百万円 の内数	
(1) 研究開発の成果の最大化その他の研究業務の質の向上に関する事項			
①研究内容の重点化・成果目標の明確化			
自動車(安全関係) ✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。	A		
自動車(環境関係) ✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。	A		
鉄道等 ✓ 年度計画の目標を超えた研究成果が得られた。	A		
②外部連携の強化・研究成果の発信 ✓ 共同研究の実施 30 件(166%達成) ✓ 基準策定等に資する調査、研究 35 件(140%達成) ✓ 国内外の学会等で発表 一人平均 4.87 件(162%達成) ✓ 査読付き論文を発表 一人平均 0.84 件(168%達成)			A
③受託研究等の獲得 ✓ 国等からの受託研究等の実施 89 件(148%達成)			
④知的財産権の活用と管理適正化 ✓ 特許等の産業財産権の出願 6 件(120%達成)			
3. 自動車基準国際調和及び鉄道システムの海外展開への支援			
(1) 自動車基準の国際調和への支援 ✓ 専門家会議棟において基準案に不可欠な要件に関する提案の発表 13 件 (217%達成)		A	
(2) 鉄道システムの海外展開への支援 ①ISO、IEC 等への参画 ✓ 国内での ISO、IEC等の専門家会議へ参加 24 回(171%) ②国際的な認証・安全性評価の推進 ✓ 認証審査、規格適合性評価に係る受託契約の完遂率 100% 達成		A	
審査勘定			
1. 的確で厳正かつ公正な業務の実施		24,580 百万円	
(1) 自動車の審査業務		の内数	

	①型式認証における基準適合性審査等 ✓ 自動車認証審査部外の専門家による研修 6 回(200%達成)	S	
	②検査における基準適合性審査 車検検査(検査業務)を的確で厳正かつ公正に実施 ✓ 故障が原因のコース閉鎖時間 年 832 時間 55 分(目標より 49%減) ✓ 重大な事故の発生にかかる度数率 0.65(目標より 43%減) ✓ 街頭検査 137,776 台実施(125%達成)	A	
	(2)自動車の登録確認調査業務 ✓ 地方検査部等によるブロック研修 12 回(120%達成)	A	
	(3)自動車のリコール技術検証業務 ✓ 不具合情報の分析 5,427 件(108%達成)	B	
2. 新技術や社会的要請に対応した行政への支援			
	(2)自動車の審査業務の高度化		
	①型式認証における基準適合性審査等	A	
	②検査における基準適合性審査 ✓ OBD検査の準備及び体制整備	B	
	(3)自動車のリコール技術検証業務の高度化 より高い専門性を有する職員の確保・育成、外部機関との連携等、業務体制の強化及び諸外国のリコール関連情報の活用 ✓ 将来の技術検証に活用するための知見を蓄積することを目的とした検証実験の実施 11 件(110%達成)		
4. その他の国土交通行政への貢献		A	
(1)盗難車両対策			
(2)点検整備促進への貢献等 ✓ 指定整備工場の検査員研修等に講師派遣 1,857 回(185%達成)			
(3)関係機関との情報共有の促進			
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置			
1. 業務運営		B	
(1)一般管理費及び業務経費の効率化目標等 ✓ 一般管理費を 6%、業務経費を 2%程度抑制			
(2)調達の見直し			
(3)業務運営の情報化・電子化			
2. 組織運営			
(1)要員配置の見直し			

(2)その他実施体制の見直し		
Ⅲ. 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1. 財務運営の適正化 2. 自己収入の拡大 ✓ 国等からの受託研究等 89 件(148%達成) 3. 保有資産の見直し	A	
Ⅳ. 短期借入金の限度額		
短期借入金の限度額 6,000 百万円	—	
Ⅴ. その他業務運営に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1. 自動車の設計から使用段階までの総合的な対応 ✓ 総合技術戦略本部の開催状況 2. 施設及び設備に関する計画 3. 人材確保、育成及び職員の意欲向上 ✓ 職員表彰の実施 ✓ 所内セミナーの実施 4. 広報の充実強化を通じた国民理解の醸成 ✓ 交通安全環境研究所フォーラム及び講演会をそれぞれ1回実施 ✓ 研究所の一般公開を1回実施 5. 内部統制の徹底 ✓ 内部統制委員会を1回、リスク管理委員会を2回、検査業務適正化推進本部会合を1回実施 ✓ 内部監査等を41カ所(110%達成) 6. 積立金の使途	B	
Ⅵ. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分等に関する計画		
なし	—	
Ⅶ. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画		
なし	—	
Ⅷ. 剰余金の使途		
施設・設備の整備、広報活動、研究費への繰り入れ、海外交流事業(招聘、ワークショップ、国際会議等)に使用	—	

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

(注2) 評価区分

S: 目標を量的・質的に上回る顕著な成果が得られている。

A: 所期の目標を上回る成果が得られている。

B: 所期の目標を達している。

C: 所期の目標を下回っており、改善を要する。

D: 所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を要する。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評価	B	A	—	—	—
理由	中期計画における所期の目標を達成している。				

評価区分

- S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされており、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合)。
- A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる(定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が120%以上、又は定量的指標の対中期計画値(又は対年度計画値)が100%以上で、かつ中期目標において困難度が「高」とされている場合)。
- B: 中期計画における所期の目標を達成していると認められる(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の100%以上)。
- C: 中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する(定量的指標においては対中期計画値(又は対年度計画値)の80%以上100%未満)。
- D: 中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める(定量的指標において対中期計画値(又は対年度計画値)の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合)。

主務大臣の評価区分は「独立行政法人の評価に関する指針」平成26年9月2日総務大臣決定(令和4年3月2日改定)によります。

11. 予算と決算との対比

要約した法人単位決算報告書

(単位:百万円、端数四捨五入)

区分	予算	決算	差額	差額理由
収入				
運営費交付金	2,886	2,886	-	
施設整備費補助金	1,195	1,162	△33	
受託収入	529	1,462	933	受託の増
審査手数料収入	24,850	25,030	180	
その他収入	-	39	39	資産貸付収入等
計	29,461	30,579	1,118	
支出				
業務費	18,001	16,702	△1,299	
うち 審査関係経費	17,747	16,508	△1,238	
研究関係経費	150	105	△44	
研修関係経費	105	88	△17	
人件費	8,024	8,172	148	人事院勧告対応による増
施設整備費	1,195	1,162	△33	
受託等経費	483	1,088	606	受託の増
審査手数料収納経費	625	318	△307	審査手数料収納経費の減
一般管理費	1,133	1,390	256	システム経費の増
計	29,461	28,832	△629	

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

[詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。](#)

12. 財務諸表

要約した法人単位財務諸表

① 貸借対照表

(単位:百万円、端数四捨五入)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金 (※1)	16,356	未払金	6,647
その他	2,703	前受審査手数料	2,376
		その他	968
固定資産		固定負債	
有形固定資産	50,487	資産見返負債	4,670
無形固定資産	1,812	引当金	1,028
投資その他の資産	654	資産除去債務	3,259
		負債合計	18,947
		純資産の部	
		資本金(政府出資金)	24,867
		資本剰余金	2,639
		利益剰余金	25,559
		純資産合計(※7)	53,065
資産合計	72,013	負債・純資産合計	72,013

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

② 行政コスト計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

	金 額
I 損益計算書上の費用	
研究業務費 (※2)	1,555
審査業務費 (※3)	19,522
一般管理費 (※4)	2,518
財務費用	1
損益計算書上の費用合計	23,595
II その他の行政コスト	
減価償却相当額	2,794
利息費用相当額	61
除売却差額相当額	16
その他の行政コスト合計 (※5)	2,870
III 行政コスト	26,465

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

③ 損益計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

	金額
経常費用(A)	23,595
業務費	
研究業務費(※2)	1,555
審査業務費(※3)	19,521
一般管理費(※4)	2,517
財務費用	1
経常収益(B)	29,972
運営費交付金収益	2,114
審査手数料収益	25,103
受託収入	1,462
資産見返負債戻入	1,144
その他	149
当期純利益(C=B-A)(※6)	6,378
目的積立金取崩額(D)	
前中期目標期間繰越積立金取崩額	410
当期総利益(C+D)	6,788

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

④ 純資産変動計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	24,867	4,712	19,181	48,760
当期変動額				
固定資産の取得		794		794
その他の行政コスト(※5)		△ 2,870		△2,870
不用財産に係る国庫納付等		△3		△3
その他		6		6
当期純利益(※6)			6,378	6,378
当期変動額合計	—	△ 2,072	6,378	4,305
当期末残高(※7)	24,867	2,639	25,559	53,065

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円、端数四捨五入)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー(A)	9,768
業務支出	△ 8,982
人件費支出	△ 9,440
一般管理費支出	△ 1,342
運営費交付金収入	2,886
審査手数料収入	25,090
その他収入・支出	1,555
II 投資活動によるキャッシュ・フロー(B)	△ 10,667
III 財務活動によるキャッシュ・フロー(C)	△ 61
IV 資金に係る換算差額(D)	1
V 資金増加額(E=A+B+C+D)	△ 959
VI 資金期首残額(F)	14,815
VII 資金期末残額(G=E+F) (※8)	13,856

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位:百万円、端数四捨五入)

	金額
現金及び預金 (※1)	16,356
定期預金	2,500
資金期末残高 (※8)	13,856

(※)は財務諸表の体系内の情報の流れを明示しています。

[詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。](#)

13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 各財務諸表の概要

① 貸借対照表

令和5年度末現在の資産合計は 72,013 百万円と、前年度比 371 百万円の増(0.52%増)となりました。これは、未収金が減少したことに伴い現金及び預金が前年度比 959 百万円減となるなど流動資産が前年度比 1,568 百万円減となったこと及び固定資産が前年度比 1,938 百万円増となったことが主な要因です。

令和5年度末現在の負債合計は 18,948 百万円と、前年度比 3,934 百万円の減(17.2%減)となりました。これは、未払金の減少等により流動負債が前年度比 3,918 百万円減となったことが主な要因です。

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用に加え、その他行政コストとして、施設整備費補助金を財源とする資産の減価償却相当額等の費用が計 2,870 百万円計上されており、この結果、行政コストは合計で 26,465 百万円となりました。

③ 損益計算書

令和5年度の経常費用は 23,595 百万円と、前年度比 4,066 百万円の増(20.8%増)となりました。これは、減価償却費が 1,744 百万円増、維持・修繕費が 1,094 百万円増、業務委託費が 340 百万円増となったことが主な要因です。

また、令和5年度の経常収益は 29,972 百万円で前年度比 216 百万円の減(0.72%減)となりました。これは、審査手数料収益が 151 百万円減となったことが主な要因です。

当期純利益 6,378 百万円に加え、前中期目標期間繰越積立金 410 百万円を取り崩した結果、令和5年度の当期総利益は 6,788 百万円と、前年度比 4,372 百万円の減となりました。

④ 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は、施設整備費補助金及び運営費交付金を財源とする資産の取得による資本剰余金への振替額 794 百万円、利益剰余金 6,378 百万円が増加しましたが、資産の減価償却相当額等△2,867 百万円を計上した結果、4,305 百万円増加し 53,065 百万円となっています。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

令和5年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 9,768 百万円と、前年度比 3,988 百万円の減(前年度 13,755 百万円)となりました。業務支出が増加したことが主な要因です。

令和5年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△10,667 百万円と、前年度比△3,916 百万

円の減(前年度△6,750 百万円)となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が昨年より増加したことが主な要因です。

(2) 財政状態及び運営状況について

当機構の業務運営は概ね順調に進捗しており、現在の財政状況には大きな問題はありません。

14. 内部統制の運用に関する情報

当機構は、役員(監事を除く)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその実施状況は次のとおりです。

〈内部統制の運用(業務方法書第9条、第13条第1号ほか)〉

機構は、役員(監事を除く。)及び職員の職務の執行が関係法令に適合することを確保するための体制、その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として内部統制委員会を設置し、継続的にその見直しを図るものとしており、令和5年度においては3月に開催しています。

〈コンプライアンス違反等の事実発生時における対応(業務方法書第13条第11号)〉

機構は、コンプライアンスに係る体制を構築し、機構の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資することを目的としてコンプライアンス推進委員会を設置し、令和5年度においては3月に開催しています。

〈業務運営上のリスクの管理(業務方法書第14条)〉

機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応するため、リスク管理委員会を設置し、令和5年度においては3月に開催しています。

〈情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項(業務方法書第16条)〉

機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関して規程等を整備するものとしており、情報セキュリティの確保に関しては、「情報セキュリティポリシー」を、個人情報保護に関する事項に関しては、「機構の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」を定めて、必要な対策を講じています。

〈内部監査(業務方法書第18条)〉

理事長は、機構の業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、職員に命じ内部監査を行わせ、その結果に対する改善措置状況について報告を受けるものとしており、令和5年度の業務に関する内部監査は適正に実施されたことを確認しています。

〈入札及び契約に関する事項(業務方法書第20条)〉

機構は、入札及び契約に関し、監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置等を含めた内部規程等を整備するものとしており、契約監視委員会設置規程の他、契約事務の適切な実施等を目的として契約事務実施細則に基づき契約審査委員会の設置等を行っています。

令和5年度においては、契約監視委員会を令和5年6月13日に開催し、令和4年度の調達実績について点検・見直しを行っています。

〈予算の適正な配分(業務方法書第21条)〉

機構は審査手数料を主たる財源としておりますが、そのほかに国からの運営費交付金及び施設整備費補助金の交付を受けています。これらの予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制の整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みとして、第3四半期までの各四半期経過後の理事会において各部から予算執行状況の報告を行うとともに、予算の使用状況を踏まえた予算配分の見直しを行っています。また、3月の理事会において評価結果を踏まえた翌年度予算を決定しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

平成 28 年 4 月 自動車検査独立行政法人と独立行政法人交通安全環境研究所が
統合し、独立行政法人自動車技術総合機構の設立
併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務の移管

第2期中期目標期間 令和3年4月～令和8年3月

なお、当機構の前身となる法人の沿革は次のとおりです。

ア 独立行政法人交通安全環境研究所

昭和 25 年 4 月 運輸省の総合技術研究所として運輸技術研究所を設立
昭和 38 年 4 月 運輸技術研究所改組再編成により船舶技術研究所設立
昭和 45 年 7 月 船舶技術研究所より分離し、交通安全公害研究所設立
平成 13 年 1 月 中央省庁再編により国土交通省交通安全公害研究所に移行
平成 13 年 4 月 独立行政法人交通安全環境研究所の設立

イ 自動車検査独立行政法人

平成 14 年 7 月 国が行う検査の一部を分離する形で自動車検査独立行政法人設立

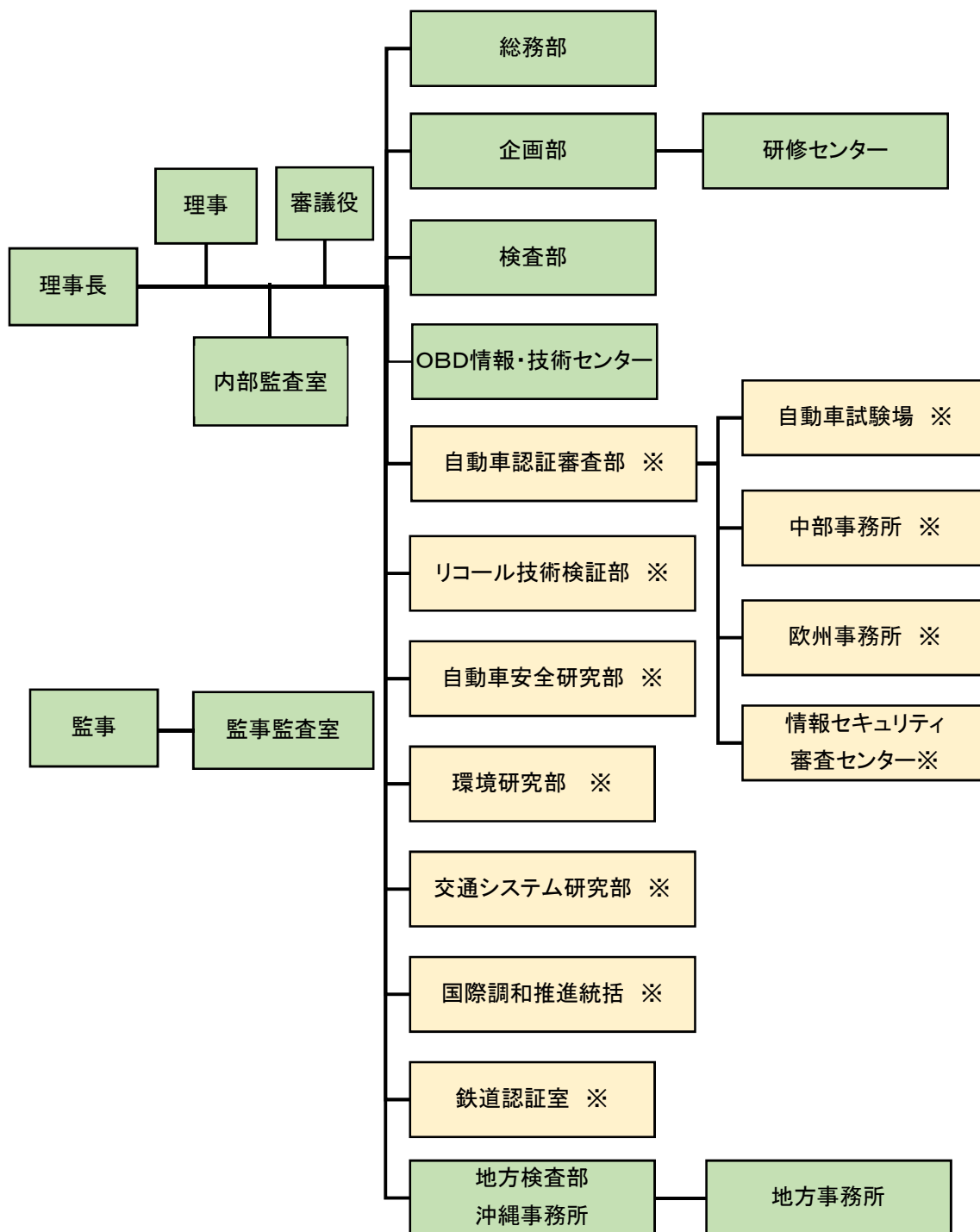
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人自動車技術総合機構法(平成11年法律第218号)

(3) 主務大臣

国土交通大臣

(4)組織図（令和6年3月31日時点）



※交通安全環境研究所内に設置

[最新の組織図につきましては、こちらからご覧ください。](#)

(5) 事務所(従たる事務所を含む)の所在地

本部	新宿区四谷本塩町4番41号住友生命四谷ビル4階	研修センター	八王子市滝山町一丁目222番地3
交通安全環境研究所	調布市深大寺東町七丁目42番27号		
自動車試験場	熊谷市御稜威ヶ原1ー1	中部検査部	名古屋市中川区北江町一丁目1番地の2
中部事務所	名古屋市中川区北江町一丁目1番地の2	豊橋事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割20番3号
		西三河事務所	豊田市若林西町西葉山46
北海道検査部	札幌市東区北28条東一丁目1番1号	小牧事務所	小牧市新小木三丁目32番地
函館事務所	函館市西桔梗町555番24	福井事務所	福井市西谷一丁目1402
旭川事務所	旭川市春光町10番地1	岐阜事務所	岐阜市日置江2648番地の1
室蘭事務所	室蘭市日の出町三丁目4番9号	飛騨事務所	高山市新宮町830番地の5
釧路事務所	釧路市鳥取大通六丁目2番13号	静岡事務所	静岡市駿河区国吉田二丁目4番25号
帯広事務所	帯広市西19条北一丁目8番4号	浜松事務所	浜松市中央区流通元町11番1号
北見事務所	北見市東三輪三丁目23番地2	沼津事務所	沼津市原字古田2480番地
東北検査部	仙台市宮城野区扇町三丁目3番15号	三重事務所	津市雲出長常町字六ノ割1190番9号
青森事務所	青森市大字浜田字豊田139番地13号	四日市事務所	四日市市八田三丁目7番41号
八戸事務所	八戸市桔梗野工業団地二丁目12番12号	近畿検査部	寝屋川市高宮栄町12番1号
岩手事務所	紫波郡矢巾町流通センター南二丁目8番5号	なにわ事務所	大阪市住之江区南港東三丁目1番14号
秋田事務所	秋田市泉字登木74番地の3	和泉事務所	和泉市上代町官有地
山形事務所	山形市大字漆山字行段1422番地1	滋賀事務所	守山市木浜町2298番地の5
庄内事務所	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3番地	京都事務所	京都市伏見区竹田向代町37
福島事務所	福島市吉倉字吉田54番地	京都南事務所	久世郡久御山町井東荒見27番2号
いわき事務所	いわき市内郷綴町舟場1番135	奈良事務所	大和郡山市額田部北町981番地2
関東検査部	品川区東大井一丁目12番17号	和歌山事務所	和歌山市湊1106番地の4
練馬事務所	練馬区北町二丁目8番6号	兵庫事務所	神戸市東灘区魚崎浜町34番地2
足立事務所	足立区南花畑五丁目12番1号	姫路事務所	姫路市飾磨区中島3322番地
八王子事務所	八王子市滝山町一丁目270番地2	中国検査部	広島市西区観音新町四丁目13番13ー2号
多摩事務所	国立市北三丁目30番3	福山事務所	福山市南今津町44番地
茨城事務所	水戸市住吉町353番地	鳥取事務所	鳥取市丸山町224番地
土浦事務所	土浦市卸町二丁目1番3号	島根事務所	松江市馬潟町43番地3
栃木事務所	宇都宮市八千代一丁目14番8号	岡山事務所	岡山市北区富吉5301番5
佐野事務所	佐野市下羽田町2001番7号	山口事務所	山口市宝町1番8号
群馬事務所	前橋市上泉町399番地1	四国検査部	高松市鬼無町字佐藤20番地1
埼玉事務所	さいたま市西区大字中釘2154番地2	徳島事務所	徳島市応神町応神産業団地1番地1
熊谷事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林701番4	愛媛事務所	松山市森松町1070番地
所沢事務所	所沢市大字牛沼字下原兀688番地1	高知事務所	高知市大津乙1879番地1
春日部事務所	春日部市大字増戸723番地1	九州検査部	福岡市東区千早三丁目10番40号
千葉事務所	千葉市美浜区新港198番地	北九州事務所	北九州市小倉南区新管根4番1号
習志野事務所	船橋市習志野台八丁目57番1号	久留米事務所	久留米市上津町2203番地290
野田事務所	野田市上三ヶ尾207番地の22	筑豊事務所	飯塚市仁保23番地39
袖ヶ浦事務所	袖ヶ浦市長浦字拓式号580番77	佐賀事務所	佐賀市若楠二丁目7番8号
神奈川事務所	横浜市中区築区池辺町3540番地	長崎事務所	長崎市中里町1368番地
川崎事務所	川崎市川崎区塩浜三丁目24番1号	佐世保事務所	佐世保市沖新町5番5号
湘南事務所	平塚市東豊田字道下369番地10	厳原事務所	対馬市厳原町久田645番地8
相模事務所	愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181番地	熊本事務所	熊本市東区東町四丁目14番35号
山梨事務所	笛吹市石和町唐柏1000番地9	大分事務所	大分市大州浜一丁目1番45号
北陸信越検査部	新潟市中央区東出来島14番26号	宮崎事務所	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735番地3
長岡事務所	長岡市撰田屋町字外川2643番1	鹿児島事務所	鹿児島市谷山港二丁目4番地1
富山事務所	富山市新庄町馬場82番地	奄美事務所	奄美市名瀬和光町12番地1
石川事務所	金沢市直江東一丁目1番	沖縄事務所	浦添市字港川512番地の4
長野事務所	長野市西和田一丁目35番4号	宮古事務所	宮古島市平良字下里1037番地の1
松本事務所	松本市平田東二丁目5番10号	八重山事務所	石垣市字真栄里863番地15

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ(法人単位)の経年比較

(単位: 百万円、端数四捨五入)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	45,337	52,519	57,856	71,642	72,013
負債	13,801	16,177	17,679	22,882	18,948
純資産	31,536	36,342	40,177	48,760	53,065
行政コスト	17,209	17,471	20,401	22,851	26,465
経常費用	13,681	14,414	17,080	19,529	23,595
経常収益	13,743	15,648	21,822	30,189	29,972
当期総利益(又は当期総損失△)	235	1,374	5,333	11,159	6,788
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,353	1,756	7,673	13,755	9,768
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,479	864	△5,424	△6,750	△10,667
財務活動によるキャッシュ・フロー	△23	△20	△57	△57	△61

(注) 各金額は単位未満四捨五入によっています。

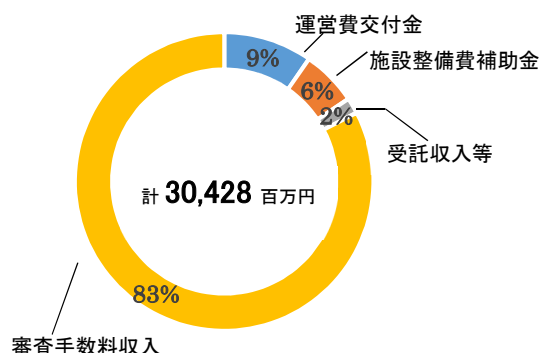
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画(法人単位)

① 予算

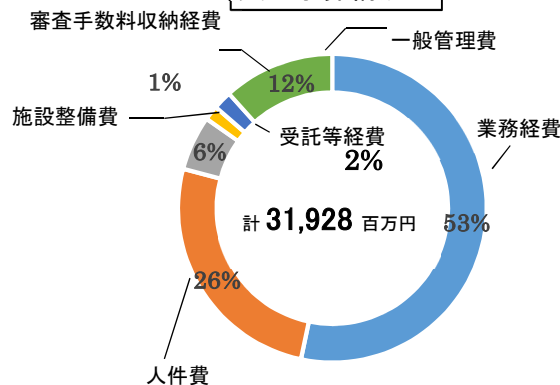
(単位: 百万円、端数四捨五入)

区別	金額
収入	
運営費交付金	2,932
施設整備費補助金	1,831
受託収入等	522
審査手数料収入	25,143
前中期目標期間よりの繰越金	0
計	30,428
支出	
業務経費	17,005
うち審査関係経費	16,753
研究関係経費	152
研修経費	99
人件費	8,254
施設整備費	1,831
受託等経費	483
審査手数料収納経費	625
一般管理費	3,731
翌年度への繰越金	0
計	31,928

収入予算構成比



支出予算構成比



(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

②収支計画

(単位:百万円、端数四捨五入)

区別	金額
費用の部	25,698
経常費用	25,698
人件費	8,265
研究業務	102
審査業務	8,881
受託等経費	483
一般管理費	1,915
減価償却費	6,053
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	28,833
運営費交付金収益	2,147
審査手数料収益	25,143
その他の収入	522
資金見返負債戻入	904
引当金見返に係る収益	117
臨時利益	0
純利益	3,135
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,270
総利益	4,405

③資金計画

(単位:百万円、端数四捨五入)

区別	金額
資金支出	31,928
業務活動による支出	21,317
投資活動による支出	10,552
財務活動による支出	59
翌年度への繰越金	0
資金収入	31,928
業務活動による収入	28,597
運営費交付金による収入	2,932
審査手数料による収入	25,143
その他の収入	522
投資活動による収入	1,831
施設費による収入	1,831
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,500

(注)単位未満を四捨五入しているため合計額が合わない場合があります。

[詳細につきましては、年度計画をご覧ください。](#)

16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	： 現金、預金
その他(流動資金)	： 未収金、たな卸資産、前払費用、賞与引当金見返(注)、等
有形固定資産	： 土地、建物、機械装置、車両、工具など長期にわたって事業のために使用する有形の固定資産
無形固定資産	： 有形固定資産以外の長期資産で、ソフトウェア、電話加入権、敷金・保証金など具体的な形態を持たない無形の固定資産等
投資その他の資産	： 敷金・保証金、預託金、退職給付引当金見返(注)
未払金	： 次年度以降に支出する債務残高
前受審査手数料	： 自動車審査証紙の売払代のうち、審査未実施の部分に該当する債務残高
その他(流動負債)	： 未払費用・前受金等
資産見返負債(注)	： 国からの贈与又は運営費交付金で取得した固定資産相当額を資産見返の負債として計上
引当金	： 将来の特定の費用を当期の費用として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
資産除去債務	： 有形固定資産の取得又は使用によって生じ、当該固定資産の除去に関して法令又は契約で要求される法律上の義務及びそれに準ずるもの
資本金(政府出資金)	： 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成
資本剰余金	： 国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	： 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	： 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用
減価償却相当額(注)	： 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額(損益計算書には計上していないが累計額は貸借対照表に記載されている)
減損損失相当額(注)	： 特定償却資産及び非償却資産について、独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額

- 利息費用相当額(注) : 資産除去債務に係る費用等について、収益の獲得が予定されないものとして指定された場合における時の経過に伴う利息費用
- 除売却差額相当額(注) : 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の除売却差額相当額

③損益計算書

- 業務費 : 研究業務費及び審査業務費
- 研究業務費 : 研究業務の遂行に要した費用
- 審査業務費 : 審査業務の遂行に要した費用
- 一般管理費 : 管理業務の遂行に要した費用
- 運営費交付金収益(注) : 運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
- 審査手数料収益 : 自動車審査証紙の売払代等のうち、審査実施により当期の収益として認識した収益等
- 受託収入 : 政府受託収入及びその他受託収入
- 資産見返負債戻入(注) : 資産見返負債のうち、減価償却及び除却相当額を取崩して当期の収益として認識した収益
- その他(経常収益) : 資産貸付料収入、施設費収益、退職給付引当金戻入、引当金見返に係る収益(注)、財務収益等
- 目的積立金取崩額(注) : 目的のある積立金の目的に従った取崩額

④純資産変動計算書

- 固定資産の取得 : 国から交付された施設費などを財源として取得した資産(資本剰余金)の本年度の取得分
- その他行政コスト : 本年度生じた減価償却相当額、減損損失相当額、利息費用相当額、除売却差額相当額の計(行政コスト計算書と一致)

⑤キャッシュ・フロー計算書

- 業務活動によるキャッシュ・フロー: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、検査業務、サービス業務の提供等による収入、原材料、消耗品、またはサービスの購入等による支出、人件費支出等が該当
- 投資活動によるキャッシュ・フロー: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や、施設費による収入が該当
- 財務活動によるキャッシュ・フロー: 増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(注)これらは独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目であります。

(2) その他公表資料等との関係の説明

HP では、機構のご案内や各イベント等のご案内のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

◆自動車技術総合機構HP

<https://www.naltec.go.jp/index.html>



◆交通安全環境研究所HP

<https://www.nts-el.go.jp/>



本報告書で触れている業務方法書、中期計画、業務実績報告書や財務諸表などの関連資料は、上記の自動車技術総合機構HPメインメニューの「公開情報」に掲載しています。

<https://www.naltec.go.jp/publication/index.html>



このほか、機構の業務の概要をまとめた電子パンフレットを作成しています。

◆業務案内パンフレット(全体版)

<https://www.naltec.go.jp/materials/nqjab60000000d1t-att/fkoifn00000018qm.pdf>

◆業務案内パンフレット(検査場版)

<https://www.naltec.go.jp/materials/nqjab60000000d1t-att/fkoifn00000018qs.pdf>





独立行政法人

自動車技術総合機構

National Agency for Automobile and Land Transport Technology